

○東根市特別支援学校等通学支援事業実施要綱

平成26年10月 1 日告示第67号

東根市特別支援学校等通学支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定に基づき、市が指定する特別支援学校の小学部、中学部及び高等部並びに市内小学校及び中学校に設置した特別支援学級（以下「特別支援学校等」という。）に在籍する児童及び生徒（以下「児童等」という。）の通学のために送迎を行う保護者に対し、通学に係る支援を実施することで、送迎に係る保護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(事業の実施方法)

第2条 この事業は、市がタクシー事業者等に特別支援学校等への通学に係る車両運行业務を委託し、実施するものとする。

(支援の対象者)

第3条 支援の対象者は、市内に住所を有し、市内から特別支援学校等に通学する当該特別支援学校等に在籍する児童等の保護者とする。ただし、車両による通学において、児童等のみで通学できることを条件とする。

(支援の対象区間及び利用方法)

第4条 支援の対象となる区間は、別表に定める市が指定する集合及び離散場所（以下「集散場所」という。）から児童等が在籍する特別支援学校等までとし、その利用方法は、3名以下の児童等による乗合とする。

(利用の申請及び決定)

第5条 支援を受けようとする保護者は（以下「申請者」という。）は、東根市特別支援学校等通学支援事業利用申請書（様式第1号）に通学計画書（様式第2号）その他必要となる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する利用申請があった場合は、その内容を審査したうえで利用の可否について決定するものとする。

3 市長は、前項により利用の可否を決定した場合は、申請者に対し、東根市特別支援学校等通学支援事業利用決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

(利用の変更及び中止)

第6条 前条の規定に基づき利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、通学計画書に変更が生じる場合は、あらかじめ市長に対し、東根市特別支援学校等通学支援事業利用変更届（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 利用者が利用を中止する場合は、あらかじめ市長に対し、東根市特別支援学校等通学支援事業利用中止届（様式第5号）を提出し、承認を受けなければならない。

（利用者負担金の請求及び支払）

第7条 市長は、別表に掲げる特別支援学校等ごとに定められた片道1回当たりの料金に各月における利用回数に乗じた額を利用者負担金（以下「負担金」という。）として、利用者に請求するものとする。

2 利用者は、前項の規定に基づく請求があったときは、当該請求のあった月の末日までに支払わなければならない。ただし、生活困窮等の理由により負担金の支払いが著しく困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

（委託料の支払方法）

第8条 この事業の委託を受けたタクシー事業者は、各月における運行に要した費用の合計額を運行を行った月の翌月10日までに、東根市特別支援学校等通学支援事業実績記録票（様式第6号）を添えて、市長に請求するものとする。

（利用の取消及び負担金の追加請求）

第9条 市長は、利用の決定を行った後に利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用者に対し利用決定の取消しを行うことができるものとする。

（1）虚偽の申請をしたことが判明したとき。

（2）第3条に規定する支援の対象者でないことが判明したとき。

2 市長は、前項に規定する取消しを行った場合は、不正に利用した運行に係る費用相当分の額を追加して、当該利用者に請求することができる。

3 前項の規定に基づく追加請求を受けた利用者は、遅滞なくこれを支払わなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条、第7条関係）

【 集合及び離散場所 】

- ① 各地域公民館（東根、東郷、高崎、神町、大富、小田島、長瀬）
- ② 市内にある東日本旅客鉄道株式会社の駅（さくらんぼ東根駅、東根駅、神町駅）
- ③ 市内公共施設（タントクルセンター）
- ④ その他市長が認めた場所

【 片道料金（1回） 】

市が指定する特別支援学校名	片道料金（1回）
山形県立楯岡特別支援学校	380 円

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

東根市長 あて

申請者（保護者）

住 所 東根市

氏 名

印

東根市特別支援学校等通学支援事業利用申請書

東根市特別支援学校等通学支援事業実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

フリガナ 支援対象者氏名	
生年月日	年 月 日
住所	〒 ー 東根市
電話番号（自宅）	
電話番号（緊急連絡先）	
フリガナ 保護者氏名	
就学している（又は就学予定の） 特別支援学校の名称	
支援を希望する理由	<input type="checkbox"/> 例 両親が仕事に従事しており、毎日の送迎が困難であるため。

様式第2号（第5条関係）

通学計画書

利用を希望する日	1	特別支援学校の開校日の全日（毎日）
	2	1以外（例 月曜日と金曜日のみ）
往路、復路の別	1	往路、復路の両方とも
	2	1以外（例 月曜日は朝のみ、金曜日は午後のみ）
利用する期間	1	利用の決定日から当該年度の末日まで
	2	1以外（例 ○月△日から□月☆日まで）
特別支援学校の 登校時刻		午前 時 分 まで
特別支援学校の 下校時間		午後 時 分 ごろ
特別支援学校までの おおよその通学時間		概ね 分（冬季間 概ね 分）
集散場所までの 送迎の方法	1	保護者が送迎
	2	1以外（例 一人で徒歩）

様

東根市長

東根市特別支援学校等通学支援事業利用決定通知書

先に申請のあった東根市特別支援学校等通学支援事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

支援対象者氏名	
利用の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利用する日	
集散場所	
利用者負担金の額	片道1回あたり 円
タクシー事業者名	
備 考	

*事業の利用にあたっては、裏面の注意事項をよくお読みいただき内容をご確認下さい。

《注意事項》

- 1 本事業を利用する際は、この通知書を受託したタクシー事業者に提示してください。
- 2 本事業についての利用者の負担は、表面に記載された金額です。利用した月の翌月末までに、送付された納付書によりお支払ください。

※ 本事業の実施のため、申請情報についてはタクシー事業者に提供させていただきます。

東根市長 あて

申請者
住 所 東根市
氏 名

印

東根市特別支援学校等通学支援事業利用変更届

東根市特別支援学校通学支援事業実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

フリガナ 支援対象者氏名	
変更前（当初）の通学計画	例 毎日
変更後の通学計画	例 月曜日の朝と金曜日の午後
変更しなければならない事由	例 当初は、仕事の都合で毎日利用していたが、一部送迎が可能となったため。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

東根市長 あて

申請者

住 所 東根市

氏 名

印

東根市特別支援学校等通学支援事業利用中止届

東根市特別支援学校通学支援事業実施要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

フリガナ 支援対象者氏名	
中止する事由	例 障害の程度が悪化していて、乗合いでの移動ができなくなったため。

様式第6号 (第8条関係)

年 月分 東根市特別支援学校等通学支援事業実績記録票

支援対象者氏名 _____

日付	曜日	往路	復路	1日の 利用回数	利用者 確認印	備 考 (運行時の支援対象者の記録等)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
合 計			日	回		